



新発田民主工商会
新発田市豊町2-3-3
TEL0254-22-4390
FAX 22-4705
2017.9.4
No 2071

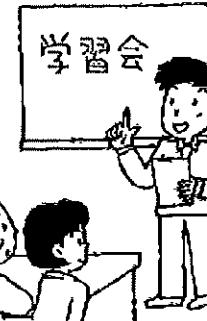
率直な質問相次ぎ 热氣ある勉強会に

新発田民商は8月23日、第2回目の「法人決算・申告」の勉強会を開催し、会員・事務局員ら4名が参加しました。

今回は、全商連の「テキスト」に沿って、会社会計上の「収益」と税務上の「所得」の違い、法人税申告書「別表4」の書き方などを学習しました。とりわけ所得計算に必要な「加算」「減算」といった「申告調整」の項目については、時間を割いて丁寧に説明。同時に質問を受けながら学習しました。

「納税充当金」とはなに?」「なぜ納付した法人税や住民税は「加算」するの?」「利子割」は廃止されたの?」「減価償却の「超過額」なんて分からなかつた」などと、率直な質問が相次ぎ、予定時間をオーバーするほどの熱気でした。

参加者は、「とにかく『税金』の損金算入・損金不算入についての理解を深めることができました。また、受取利息・受取配当金の税額控除や仕訳の仕方なども勉強し、次回の日程(9月20日)を確認し、散会しました。



した。

*簿記・記帳を簡単に学ぶ勉強会
の月5日(火)午後3時~4時・午後7時~8時
(参加希望者は事前にご連絡ください)

民商の自主記帳・自主計算活動にご参加を!

*パソコン会計講座

9月14日(木) 午後6時30分~8時

*法人「決算書」「申告書」の作成を学ぶ会

9月20日(水)午後3時~4時・午後7時~8時

※会場はいずれも民商事務所です。

今週の商工新聞...JRWもおすすめ

◆二面...国保減免申請で年8万円超す減額 大阪
◆三面...若手業者が「経営学習&交流会」 大阪
◆四面...岩手県で「日本母親大会」を開催

国保税滞納 差し押さえで相談

8月のお盆過ぎに、会外の建設作業員Aさんから「国保税の滞納で新発田市から給与の差し押さえ調書が届いた。給与が全部差し押さえられると生活ができないくなる。相談に乗つてほしい」と事務所へ来てもらい、滞納額や詳しい状況を聞き取り、收支の状況を明確にし、毎月の支払可能額や生活に必要な経費を算出するなど市への対応を協議しました。

後日、加藤和雄共産党市議にも加わってもらい、市の収納課へ差し押さえの解除と分納の相談に行きました。話し合いの結果、年金は差し押さえしないこと、給与の生活に必要な一定額は差し押さえないことがどうを約束させることができました。

Aさんは「知り合いに『民商に相談してみる』と言われて電話した。一人でどうすればよいか悩んでいたが、相談してよかつた。自分の納得いく結果で安心した」と語りました。

婦人部恒例 秋のレクリエーション

ふとう狩り



日時 9月24日(日)

お昼12時(受付11時30分)

会場 こばまさ農園(聖籠町一本松)

※詳しくは別紙のチラシをご覧ください

今後の日程

9月5日...「簿記・記帳」を簡単に学ぶ勉強会

9月6日...猿橋支部「なんでも相談会」

9月8日...川東米倉支部「なんでも相談会」

9月13日...共済会理事会

9月14日...中央支部「なんでも相談会」

9月14日...弁護士による「無料法律相談」

(相談希望の方は事前にご予約ください)